

# 自動車リサイクル法許可等事務取扱要領

制定 平成16年 6月23日

改正 平成24年 7月 9日

適用 平成24年 7月 9日

## 第1 目的

この要領は、使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく許可及び登録の事務処理に関し、一般的な事項を定めることにより、事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

なお、特殊な内容については、個別の決裁により事務処理されるものであること。

## 第2 用語の定義

- 1 法 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）をいう。
- 2 政令 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）をいう。
- 3 省令 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業・環境省令第7号）をいう。
- 4 政令使用人 政令第5条で定める使用人をいう。
- 5 適正処理指導要綱 浜松市廃棄物適正処理指導要綱（平成5年制定）をいう。
- 6 紛争予防条例 浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成17年制定）をいう。
- 7 廃棄物処理法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- 8 フロン回収破壊法 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）をいう。

## 第3 使用済自動車引取業登録

### 1 新規登録申請

- (1) 登録申請書（省令様式第一） （省令第46条）

提出部数は、正本1部、副本1部とし、登録通知書（4号様式（その1））の交付時に副本を返却するものとする。

申請書には、事業所の名称及び所在地の記載を徹底すること。

なお、法人が行う申請（届出、報告を含む）に係る書類であって、省令において法人の代表者の記名及び押印が求められているものについては、事業場の代表者等が法人の代表者に代わって当該申請を行う権限を有することが委任状等により確認できる場合には、法人の代表者の氏名及び押印に代えて、当該事業場の代表者等の氏名及び押印によることとして差しつかえない。以下、各申請（届出、報告を含む。）において同様とする。

### (2) 添付書類

- ア 誓約書〔 〕 （法律第43条第2項）

(ア) 申請者（申請者が法人の場合は、法人自身）が法第45条第1項第1号から

第7号で定める欠格要件に該当しないことを証する書類として別紙1号様式を添付させる。

- (イ) 誓約した年月日が記載されているか、確認をすることとし、未記入の場合は、必ず記載させること。

イ 住民票の写し(個人である場合)〔 〕

(省令第46条第1号)

- (ア) 発行の日から3ヶ月以内のものであること。

ウ 登記簿の謄本(法人である場合)〔 〕

(省令第46条第2号)

- (ア) 発行の日から3ヶ月以内のものであること。

- (イ) 登記事項全部証明書が登記簿の謄本の代わりに提出された場合、商業登記法(昭和38年法律第125号)第113条の4第5項の規定により登記簿の謄本が提出されたものとみなす。

エ 法定代理人の住民票の写し〔 〕

(省令第46条第3号)

- (ア) 申請者が未成年者である場合に添付するものであり、発行の日から3ヶ月以内のものであること。

オ エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類〔 〕

(省令第46条第4号)

- (ア) 次の書類のいずれかを添付させること。

確認方法を記載した書類(別添資料1)

エアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者であることが確認できる書類(自動車整備士、中古自動車査定士等の資格証写し)

カ 登録通知書及び許可証の写し〔 〕

- (ア) フロン類回収業登録、解体業・破砕業許可等該当ある場合に添付させること。

## 2 登録の更新申請

(1) 更新申請書(省令様式第一)

(省令第46条)

提出部数は、正本1部、副本1部とし、登録通知書(4号様式(その1))の交付時に副本を返却するものとする。

申請書には、事業所の名称及び所在地の記載を徹底すること。

なお、許可期間内に更新許可申請を行わない場合は、期間の経過によってその効力を失い、その後に申請する場合は、更新許可申請ではなく、新規許可申請扱いとなる。

繰上げ更新を希望する場合には、その旨を欄外に朱書きさせること。

申請書の提出時期としては、登録有効期間の3ヶ月前から受付する。

フロン回収破壊法より自動移行した業者については、その法における登録日(複数事業所がある場合には、そのうち最も早い登録日)から起算して5年後に更新となることに留意すること。

(2) 添付書類

ア 誓約書〔 〕

(法律第43条第2項)

- (ア) 申請者(申請者が法人の場合は、法人自身)が法第45条第1項第1号から第7号で定める欠格要件に該当しないことを証する書類として別紙1号様式を添付させる。

- (イ) 誓約した年月日が記載されているか、確認をすることとし、未記入の場合は、

必ず記載させること。

イ 住民票の写し（個人である場合）〔 〕

（省令第46条第1号）

（ア）発行の日から3ヶ月以内のものであること。

ウ 登記簿の謄本（法人である場合）〔 〕

（省令第46条第2号）

（ア）発行の日から3ヶ月以内のものであること。

（イ）登記事項全部証明書が登記簿の謄本の代わりに提出された場合、商業登記法（昭和38年法律第125号）第113条の4第5項の規定により登記簿の謄本が提出されたものとする。

エ 法定代理人の住民票の写し〔 〕

（省令第46条第3号）

（ア）申請者が未成年者である場合に添付するものであり、発行の日から3ヶ月以内のものであること。

オ エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類〔 〕

（省令第46条第3号）

（ア）次の書類のいずれかを添付させること。

確認方法を記載した書類（別添資料1）

エアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者であることが確認できる書類（自動車整備士、中古自動車査定士等の資格証写し）

カ 登録通知書の写し〔 〕

キ 登録通知書及び許可証の写し〔 〕

（ア）フロン類回収業登録、解体業・破碎業許可等該当ある場合に添付させること。

### 3 変更届

（1）変更届出書（省令様式第二）

（省令第48条）

提出時期は、変更があった日から30日以内とし、提出部数は、正本1部とする。（届出者が控えとして返却を希望する場合は、副本の提出を求め、押印の後返却する。）

（2）添付書類

変更事項の内容に応じて、次のとおりとする。

ア 住所及び氏名又は名称

（ア）住民票の写し（個人である場合）〔 〕

（イ）登記簿の謄本（法人である場合）〔 〕

（ウ）通知書の写し〔 〕

イ 法人にあっては、その代表者の氏名及び役員

（ア）誓約書〔 〕

（イ）登記簿の謄本〔 〕

（ウ）通知書の写し〔 〕

ウ 法定代理人

（ア）誓約書〔 〕

（イ）法定代理人の住民票の写し〔 〕

（ウ）通知書の写し〔 〕

エ フロン類の確認体制

(ア) エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類〔 〕

(イ) 通知書の写し〔 〕

オ 事業所の名称及び所在地

(ア) 通知書の写し〔 〕

#### 4 廃業届

(1) 廃業届(5号様式) (法律第48条)

提出時期は、廃業等の日から30日以内で、提出部数は正本1部とする。

(2) 添付書類

(ア) 引取業者登録通知書

#### 5 引取業者登録簿

ア 法第44条第1項に基づき、引取業者として登録したときは、自動車リサイクル法業者台帳管理システムに登録する。

イ 法第44条第2項に基づく登録の通知は別紙4号様式(その1)によるものとする。

ウ 法第46条第1項に基づき、変更届を受理したときは、自動車リサイクル法業者台帳管理システムに登録する。

エ 法第49条に基づき、登録の効力を失ったとき、又は取り消したときは登録を抹消する。

オ 登録簿は、常に最新の情報を整理し、一般の閲覧に供するものとする。

#### 第4 フロン類回収業登録

##### 1 新規登録申請

(1) 登録申請書(省令様式第三) (省令第46条)

提出部数は、正本1部、副本1部とし、登録通知書(4号様式(その2))の交付時に副本を返却するものとする。

申請書には、事業所の名称及び所在地の記載を徹底すること。

(2) 添付書類

ア 誓約書〔 〕 (法律第54条第2項)

(ア) 申請者(申請者が法人の場合は、法人自身)が法第56条第1項第1号から第7号で定める欠格要件に該当しないことを証する書類として別紙1号様式を添付させる。

(イ) 誓約した年月日が記載されているか、確認をすることとし、未記入の場合は、必ず記載させること。

イ 住民票の写し(個人である場合)〔 〕

(省令第50条第1項第1号)

(ア) 発行の日から3ヶ月以内のものであること。

ウ 登記簿の謄本(法人である場合)〔 〕

(省令第50条第1項第2号)

(ア) 発行の日から3ヶ月以内のものであること。

(イ) 登記事項全部証明書が登記簿の謄本の代わりに提出された場合、商業登記法(昭和38年法律第125号)第113条の4第5項の規定により登記簿の謄本が提出されたものとみなす。

エ 法定代理人の住民票の写し〔 〕 (省令第50条第1項第3号)

(ア) 申請者が未成年者である場合に添付するものであり、発行の日から3ヶ月以内のものであること。

オ フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類〔 〕

(省令第50条第1項第4号)

(ア) 次の書類のいずれかを添付させること。

自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し

所有権を有しない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書、貸与承諾書等のうちいずれかの写し

カ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類〔 〕

(省令第50条第1項第5号)

(ア) 取扱説明書、仕様書、カタログ等のうちいずれかの写しを添付させること。

キ 登録通知書及び許可証の写し〔 〕

(ア) 引取業登録、解体業・破砕業許可等該当ある場合に添付させること。

## 2 登録の更新申請

(1) 更新申請書(省令様式第三) (省令第46条)

提出部数は、正本1部、副本1部とし、登録通知書(4号様式(その2))の交付時に副本を返却するものとする。

申請書には、事業所の名称及び所在地の記載を徹底すること。

また、許可期間内に更新許可申請を行わない場合は、期間の経過によってその効力を失い、その後に申請する場合は、更新許可申請ではなく、新規許可申請扱いとなる。

繰上げ更新を希望する場合には、その旨を欄外に朱書きさせること。

申請書の提出時期としては、登録有効期間の3ヶ月前から受付する。この場合、登録有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

フロン回収破壊法より自動移行した業者については、その法における登録日(複数事業所がある場合には、そのうち最も早い登録日)から起算して5年後に更新となることに留意すること。

## (2) 添付書類

ア 誓約書〔 〕 (法律第54条第2項)

(ア) 申請者(申請者が法人の場合は、法人自身)が法第56条第1項第1号から第7号で定める欠格要件に該当しないことを証する書類として別紙1号様式を添付させる。

(イ) 誓約した年月日が記載されているか、確認をすることとし、未記入の場合は、必ず記載させること。

イ 住民票の写し(個人である場合)〔 〕

(省令第50条第1項第1号)

- (ア) 発行の日から3ヶ月以内のものであること。
- ウ 登記簿の謄本(法人である場合)〔 〕 (省令第50条第1項第2号)
- (ア) 発行の日から3ヶ月以内のものであること。
- (イ) 登記事項全部証明書が登記簿の謄本の代わりに提出された場合、商業登記法(昭和38年法律第125号)第113条の4第5項の規定により登記簿の謄本が提出されたものとみなす。
- エ 法定代理人の住民票の写し〔 〕 (省令第50条第1項第3号)
- (ア) 申請者が未成年者である場合に添付するものであり、発行の日から3ヶ月以内のものであること。
- オ フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類〔 〕 (省令第50条第1項第4号)
- (ア) 次の書類のいずれかを添付させること。  
 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し  
 所有権を有しない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書、貸与承諾書等のうちいずれかの写し
- カ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類〔 〕 (省令第50条第1項第5号)
- (ア) 取扱説明書、仕様書、カタログ等のうちいずれかの写しを添付させること。
- キ 通知書の写し〔 〕
- ク 登録通知書及び許可証の写し〔 〕
- (ア) 引取業登録、解体業・破砕業許可等該当ある場合に添付させること。

### 3 変更届

- (1) 変更届出書(省令様式第四) (省令第48条)
- 提出時期は、変更があった日から30日以内で、提出部数は、正本1部とする。(届出者が控えとして返却を希望する場合は、副本の提出を求め、押印の後返却する。)
- (2) 添付書類  
 変更事項の内容に応じて、次のとおりとする。
- ア 住所及び氏名又は名称
  - (ア) 住民票の写し(個人である場合)〔 〕
  - (イ) 登記簿の謄本(法人である場合)〔 〕
  - (ウ) 通知書の写し〔 〕
- イ 法人にあっては、その代表者の氏名及び役員
  - (ア) 誓約書〔 〕
  - (イ) 登記簿の謄本〔 〕
  - (ウ) 通知書の写し〔 〕
- ウ 法定代理人
  - (ア) 誓約書〔 〕
  - (イ) 法定代理人の住民票の写し〔 〕
  - (ウ) 通知書の写し〔 〕
- エ フロン類の種類、設備の種類及び能力、設備の数

- (ア) フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類〔 〕
- (イ) フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類〔 〕
- (ウ) 通知書の写し〔 〕

オ 事業所の名称及び所在地

- (ア) フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類〔 〕
- (イ) フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類〔 〕
- (ウ) 通知書の写し〔 〕

#### 4 廃業届

- (1) 廃業届(5号様式) (法律第59条で準用される第48条)  
提出時期は、廃業等の日から30日以内で、提出部数は、正本1部とする。

- (2) 添付書類

- (ア) フロン類回収業者登録通知書

#### 5 フロン類回収業者登録簿

ア 法第55条第1項に基づき、フロン類回収業者として登録したときは、自動車リサイクル法業者台帳管理システムに登録する。

イ 法第55条第2項に基づく登録の通知は、別紙4号様式(その2)によるものとする。

ウ 法第57条第1項に基づき、変更届を受理したときは、自動車リサイクル法業者台帳管理システムに登録する。

エ 法第59条で準用する法第49条に基づき、登録の効力を失ったとき、又は取り消したときは登録を抹消する。

オ 登録簿は、常に最新の情報を整理し、一般の閲覧に供するものとする。

### 第5 解体業許可

#### 1 新規許可申請

- (1) 許可申請書(省令様式第五) (省令第55条)  
提出部数は、正本1部、副本1部とし、許可証(省令様式第六)の交付時に副本を返却するものとする。

申請書には、事業所の名称及び所在地の記載を徹底すること。

- (2) 添付書類

ア 誓約書〔 〕 (法律第61条第2項)

(ア) 申請者(申請者が法人の場合は、法人自身)が法第62条第1項第2号で定める欠格要件に該当しないことを証する書類として別紙1号様式を添付させる。

(イ) 誓約した年月日が記載されているか、確認をすることとし、未記入の場合は、必ず記載させること。

イ 事業の用に供する施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び当該施設の付近の見取り図並びに公図の写し〔 〕

(省令第55条第1項第1号)

(ア) 積替え又は保管の場所を含むものとする。

- (イ) 断面図については縦断及び横断図とする。
- (ウ) 設計計算書については処理能力を算出した根拠を示すものとする。
- ウ 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類〔 〕  
(省令第55条第1項第2号)
- (ア) 所有権を有しないときは、使用する権原を有すること。
- (イ) 土地登記簿謄本、土地使用権原書類、施設使用权原書類を添付させる。
- (ウ) 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し。
- (エ) 所有権を有しない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書、貸与承諾書等のうちいずれかの写し。
- エ 事業計画書及び収支見積書〔 、 〕 (省令第55条第1項第3号第4号)
- (ア) 2号様式(その1)により添付すること。
- (イ) 使用済自動車等を不適正に大量に保管している場合は、別に2号様式(その2)の提出が必要です。
- オ 住民票の写し及び登記事項証明書(個人である場合)〔 〕  
(省令第55条第1項第5号)
- (ア) 発行の日から3ヶ月以内のものであること。
- (イ) 住民票の写しは、本籍(外国人の場合は国籍等)の記載のあるものであること。
- カ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(法人である場合)〔 〕  
(省令第55条第1項第6号)
- (ア) 定款又は寄附行為は、原本と相違ない旨の証明が必要である。
- (イ) 発行の日から3ヶ月以内のものであること。
- (ウ) 登記事項全部証明書が登記簿の謄本の代わりに提出された場合、商業登記法(昭和38年法律第125号)第113条の4第5項の規定により登記簿の謄本が提出されたものとみなす。
- キ 役員の住民票の写し及び登記事項証明書(法人である場合)〔 〕  
(省令第55条第1項第7号)
- (ア) 発行の日から3ヶ月以内のものであること。
- (イ) 住民票の写しは本籍(外国人の場合は国籍等)の記載のあるものであること。
- ク 株主又は出資者の保有株式の数又は出資金額記載書類と住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本〔 〕 (省令第55条第1項第8号)
- (ア) 発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、その者の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本を添付させる。
- (イ) (ア)で添付させる書類は、いずれも発行の日から3ヶ月以内のものであること。
- ケ 政令使用人の住民票の写し及び登記事項証明書〔 〕(省令第55条第1項第9号)
- (ア) 政令使用人とは申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者である。  
本店又は支店  
上記のほか、継続的に業務を行なうことができる施設を有する場所で解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- (イ) 発行の日から3ヶ月以内のものであること。
- コ 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書〔 〕  
(省令第55条第1項第10号)



(ア) 申請者が未成年者である場合に添付するものであり、発行の日から3ヶ月以内のものであること。

サ 標準作業書〔 〕

(ア) 申請書等に標準作業書の記載事項を記載できない場合には、別添で添付すること。

シ 登録通知書及び許可証の写し〔 、 〕

(ア) 引取業、フロン類回収業登録、解体業・破碎業許可等該当ある場合に添付させること。

(イ) 廃棄物処理法に基づく処理施設の場合は、設置許可及び使用前検査確認通知書を添付させること。

## 2 許可の更新申請

### (1) 更新申請書(省令様式第五) (省令第55条)

提出部数は、正本1部、副本1部とし、許可証(省令様式第六)の交付時に副本を返却するものとする。

申請書には、事業所の名称及び所在地の記載を徹底すること。

また、許可期間内に更新許可申請を行わない場合は、期間の経過によってその効力を失い、その後に申請する場合は、更新許可申請ではなく、新規許可申請扱いとなる。

繰上げ更新を希望する場合には、その旨を欄外に朱書きさせること。

申請書の提出時期としては、登録有効期間の3ヶ月前から受付する。この場合、登録有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

### (2) 添付書類

#### ア 誓約書〔 〕 (法律第61条第2項)

(ア) 申請者(申請者が法人の場合は、法人自身)が法第62条第1項第2号で定める欠格要件に該当しないことを証する書類として別紙1号様式を添付させる。

(イ) 誓約した年月日が記載されているか、確認をすることとし、未記入の場合は、必ず記載させること。

#### イ 事業の用に供する施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び当該施設の付近の見取り図並びに公図の写し〔 〕

(省令第55条第1項第1号)

(ア) 更新申請時に変更がない場合は添付を省略できる。

#### ウ 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類〔 〕

(省令第55条第1項第2号)

(ア) 更新申請時に変更がない場合は添付を省略できる。

#### エ 事業計画書及び収支見積書〔 、 〕 (省令第55条第1項第3号第4号)

(ア) 2号様式(その1)により添付すること。

(イ) 使用済自動車等を不適正に大量に保管している場合は、別に2号様式(その2)の提出が必要です。

#### オ 住民票の写し及び登記事項証明書(個人である場合)〔 〕

(省令第55条第1項第5号)

#### カ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(法人である場合)〔 〕

(省令第55条第1項第6号)

キ 役員の住民票の写し及び登記事項証明書(法人である場合)〔 〕

(省令第55条第1項第7号)

ク 株主又は出資者の保有株式の数又は出資金額記載書類と住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本〔 〕 (省令第55条第1項第8号)

ケ 使用人の住民票の写し及び登記事項証明書〔 〕 (省令第55条第1項第9号)

コ 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書〔 〕 (省令第55条第1項第10号)

サ 標準作業書〔 〕

シ 許可証の写し〔 〕

ス 登録通知書及び許可証の写し〔 、 〕

### 3 変更届

(1) 変更届出書(省令様式第七) (省令第58条)

提出時期は、変更があった日から30日以内で、提出部数は、正本1部とする。(届出者が控えとして返却を希望する場合は、副本の提出を求め、押印の後返却する。)

変更内容のうち、住所、氏名又は名称、代表者に関する事項など、許可証記載事項に係るものは、許可証の書換交付が必要となる。

(2) 添付書類

変更事項の内容に応じて、次のとおりとする。

ア 住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(ア) 住民票の写し及び登記事項証明書(個人である場合)〔 〕

(イ) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(法人である場合)〔 〕

(ウ) 許可証の写し〔 〕

イ 事業所の名称及び所在地

(ア) 事業の用に供する施設に関する書類(付近の見取図を含む。)〔 〕

(イ) 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類〔 〕

(ウ) 許可証の写し〔 〕

ウ 役員の氏名及び住所(法人である場合)

(ア) 誓約書〔 〕

(イ) 登記簿の謄本〔 〕

(ウ) 住民票の写し及び登記事項証明書(変更にかかる者)〔 〕

(エ) 許可証の写し〔 〕

エ 政令使用人の氏名及び住所

(ア) 誓約書〔 〕

(イ) 住民票の写し及び登記事項証明書(変更にかかる者)〔 〕

(ウ) 許可証の写し〔 〕

オ 株主又は出資者

(ア) 誓約書〔 〕

(イ) 保有株式の数又は出資金額記載書類と住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本〔 〕

(ウ) 許可証の写し〔 〕

- カ 法定代理人の氏名及び住所
  - (ア) 誓約書〔 〕
  - (イ) 住民票の写し及び登記事項証明書（変更にかかる者）〔 〕
  - (ウ) 許可証の写し〔 〕
- キ 標準作業書
  - (ア) 標準作業書〔 〕
  - (イ) 許可証の写し〔 〕
- ク 事業の用に供する施設の概要
  - (ア) 事業の用に供する施設に関する書類（付近の見取図を含む。）〔 〕
  - (イ) 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類〔 〕
  - (ウ) 標準作業書〔 〕
  - (I) 許可証の写し〔 〕

#### 4 廃業届

- (1) 廃業届（6号様式） （法律第64条）  
提出時期は、廃業等の日から30日以内で、提出部数は、正本1部とする。
- (2) 添付書類
  - (ア) 解体業許可証

#### 第6 破碎業許可

##### 1 新規許可申請

- (1) 許可申請書（省令様式第八） （省令第60条）  
提出部数は、正本1部、副本1部とし、許可証（省令様式第九）の交付時に副本を返却するものとする。  
申請書には、事業所の名称及び所在地の記載を徹底すること。

##### (2) 添付書類

- ア 誓約書〔 〕 （法律第68条第2項）
  - (ア) 申請者（申請者が法人の場合は、法人自身）が法第69条第1項第2号で定める欠格要件に該当しないことを証する書類として別紙1号様式を添付させる。
  - (イ) 誓約した年月日が記載されているか、確認をすることとし、未記入の場合は、必ず記載させること。
- イ 事業の用に供する施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び当該施設の付近の見取り図並びに公図の写し〔 〕 （省令第60条第1項第1号）
  - (ア) 積替え又は保管の場所を含むものとする。
  - (イ) 断面図については縦断及び横断図とする。
  - (ウ) 設計計算書については処理能力を算出した根拠を示すものとする。
- ウ 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類〔 〕 （省令第60条第1項第2号）
  - (ア) 所有権を有しないときは、使用する権原を有すること。
  - (イ) 土地登記簿謄本、土地使用権原書類、施設使用权原書類を添付させる。

- (ウ) 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し。
- (エ) 所有権を有しない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書、貸与承諾書等のうちいずれかの写し。
- エ 事業計画書及び収支見積書〔 〃 〕 (省令第60条第1項第3号第4号)
- (ア) 3号様式(その1)により添付すること。
- (イ) 解体自動車等を不適正に大量に保管している場合は、別に3号様式(その2)の提出が必要です。
- オ 住民票の写し及び登記事項証明書(個人である場合)〔 〃 〕  
(省令第60条第1項第5号)
- (ア) 発行の日から3ヶ月以内のものであること。
- (イ) 住民票の写しは本籍(外国人の場合は国籍等)の記載のあるものであること。
- カ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(法人である場合)〔 〃 〕  
(省令第60条第1項第6号)
- (ア) 定款又は寄附行為は原本と相違ない旨の証明が必要である。
- (イ) 登記簿の謄本は発行の日から3ヶ月以内のものであること。
- (ウ) 登記事項全部証明書が登記簿の謄本の代わりに提出された場合、商業登記法(昭和38年法律第125号)第113条の4第5項の規定により登記簿の謄本が提出されたものとする。
- キ 役員の住民票の写し及び登記事項証明書(法人である場合)〔 〃 〕  
(省令第60条第1項第7号)
- (ア) 住民票の写しは本籍(外国人の場合は国籍等)の記載のあるものであること。
- (イ) 発行の日から3ヶ月以内のものであること。
- ク 株主又は出資者の保有株式の数又は出資金額記載書類と住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本〔 〃 〕 (省令第60条第1項第8号)
- (ア) 発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、その者の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本を添付させる。
- (イ) (ア)で添付させる書類は、いずれも発行の日から3ヶ月以内のものであること。
- ケ 政令使用人の住民票の写し及び登記事項証明書〔 〃 〕(省令第60条第1項第9号)
- (ア) 政令で定める使用人とは申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者である。
- 本店又は支店  
上記のほか、継続的に業務を行なうことができる施設を有する場所で解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- (イ) 発行の日から3ヶ月以内のものであること。
- コ 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書〔 〃 〕  
(省令第60条第1項第10号)
- (ア) 申請者が未成年者である場合に添付するものであり、発行の日から3ヶ月以内のものであること。
- サ 標準作業書〔 〃 〕  
申請書等に標準作業書の記載事項を記載できない場合には、別添で添付すること。
- シ 登録通知書及び許可証の写し〔 〃 〕

(ア) 引取業、フロン類回収業登録、解体業・破砕業許可等該当ある場合に添付させること。

(イ) 廃棄物処理法に基づく処理施設の場合は、設置許可及び使用前検査確認通知書を添付させること。

## 2 許可の更新申請

### (1) 更新申請書(省令様式第八) (省令第60条)

提出部数は、正本1部、副本1部とし、許可証(省令様式第九)の交付時に副本を返却するものとする。

申請書には、事業所の名称及び所在地の記載を徹底すること。

また、許可期間内に更新許可申請を行わない場合は、期間の経過によってその効力を失い、その後に申請する場合は、更新許可申請ではなく、新規許可申請扱いとなる。

繰上げ更新を希望する場合には、その旨を欄外に朱書きさせること。

申請書の提出時期としては、登録有効期間の3ヶ月前から受付する。この場合、登録有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

### (2) 添付書類

#### ア 誓約書〔 〕 (法律第68条第2項)

(ア) 申請者(申請者が法人の場合は、法人自身)が法第69条第1項第2号で定める欠格要件に該当しないことを証する書類として別紙1号様式を添付させる。

(イ) 誓約した年月日が記載されているか、確認をすることとし、未記入の場合は、必ず記載させること。

#### イ 事業の用に供する施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図〔 〕 (省令第60条第1項第1号)

(ア) 更新申請時に変更がない場合は添付を省略できる。

#### ウ 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類〔 〕 (省令第60条第1項第2号)

(ア) 更新申請時に変更がない場合は添付を省略できる。

#### エ 事業計画書及び収支見積書〔 、 〕 (省令第60条第1項第3号第4号)

(ア) 3号様式(その1)により添付すること。

(イ) 解体自動車等を不適正に大量に保管している場合は、別に3号様式(その2)の提出が必要です。

#### オ 住民票の写し及び登記事項証明書(個人である場合)〔 〕 (省令第60条第1項第5号)

#### カ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(法人である場合)〔 〕 (省令第60条第1項第6号)

#### キ 役員の住民票の写し及び登記事項証明書(法人である場合)〔 〕 (省令第60条第1項第7号)

#### ク 株主又は出資者の保有株式の数又は出資金額記載書類と住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本〔 〕 (省令第60条第1項第8号)

#### ケ 使用人の住民票の写し及び登記事項証明書〔 〕 (省令第60条第1項第9号)

#### コ 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書〔 〕

(省令第60条第1項第10号)

- サ 標準作業書〔 〕
- シ 許可証の写し〔 〕
- ス 登録通知書及び許可証の写し〔 ~ 〕

### 3 変更許可申請

- (1) 許可申請書(省令様式第十) (省令第63条)

提出部数は、正本1部、副本1部とし、許可証(省令様式第九)の交付時に副本を返却するものとする。

申請書には、事業所の名称及び所在地の記載を徹底すること。  
許可証は変更後の許可証を交付する際に引き換えるものとする。

- (2) 添付書類

- ア 誓約書〔 〕 (省令第63条第2項)

(ア) 申請者(申請者が法人の場合は、法人自身)が法第69条第1項第2号で定める欠格要件に該当しないことを証する書類として別紙1号様式を添付させる。

(イ) 誓約した年月日が記載されているか、確認をすることとし、未記入の場合は、必ず記載させること。

- イ 変更にかかる事業の用に供する施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図〔 〕 (省令第63条第2項第1号)

- ウ 変更にかかる事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類〔 〕 (省令第63条第2項第2号)

- エ 変更後の事業計画書及び収支見積書〔 、 〕 (省令第63条第1項第3号第4号)

(ア) 3号様式(その1)により添付すること。

(イ) 解体自動車等を不適正に大量に保管している場合は、別に3号様式(その2)の提出が必要です。

- オ 住民票の写し及び登記事項証明書(個人である場合)〔 〕 (省令第63条第2項第5号)

- カ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(法人である場合)〔 〕 (省令第63条第2項第6号)

- キ 役員の住民票の写し及び登記事項証明書(法人である場合)〔 〕 (省令第63条第2項第7号)

- ク 株主又は出資者の保有株式の数又は出資金額記載書類と住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本〔 〕 (省令第63条第2項第8号)

- ケ 使用人の住民票の写し及び登記事項証明書〔 〕 (省令第63条第2項第9号)

- コ 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書〔 〕 (省令第63条第2項第10号)

- サ 標準作業書〔 〕
- シ 許可証の写し〔 〕
- ス 登録通知書及び許可証の写し〔 、 〕

### 4 変更届

- ( 1 ) 変更届出書 ( 省令様式第十一 ) ( 省令第 6 4 条 )  
提出時期は、変更があった日から 3 0 日以内で、提出部数は、正本 1 部とする。( 届出者が控えとして返却を希望する場合は、副本の提出を求め、押印の後返却する。 )  
変更内容のうち、住所、氏名又は名称、代表者に関する事項など、許可証記載事項に係るものは、許可証の書換交付が必要となる。
- ( 2 ) 添付書類  
変更事項の内容に応じて、次のとおりとする。
- ア 住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名
    - (ア) 住民票の写し及び登記事項証明書 ( 個人である場合 ) [ ]
    - (イ) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 ( 法人である場合 ) [ ]
    - (ウ) 許可証の写し [ ]
  - イ 事業所の名称及び所在地
    - (ア) 事業の用に供する施設に関する書類 ( 付近の見取図を含む。 ) [ ]
    - (イ) 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類 [ ]
    - (ウ) 許可証の写し [ ]
  - ウ 役員の氏名及び住所 ( 法人である場合 )
    - (ア) 誓約書 [ ]
    - (イ) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 [ ]
    - (ウ) 住民票の写し及び登記事項証明書 ( 変更にかかる者 ) [ ]
    - (I) 許可証の写し [ ]
  - エ 政令使用人の氏名及び住所
    - (ア) 誓約書 [ ]
    - (イ) 住民票の写し及び登記事項証明書 ( 変更にかかる者 ) [ ]
    - (ウ) 許可証の写し [ ]
  - オ 株主又は出資者
    - (ア) 誓約書 [ ]
    - (イ) 保有株式の数又は出資金額記載書類と住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本 [ ]
    - (ウ) 許可証の写し [ ]
  - カ 法定代理人の氏名及び住所
    - (ア) 誓約書 [ ]
    - (イ) 住民票の写し及び登記事項証明書 ( 変更にかかる者 ) [ ]
    - (ウ) 許可証の写し [ ]
  - キ 標準作業書
    - (ア) 標準作業書 [ ]
    - (イ) 許可証の写し [ ]
  - ク 事業の用に供する施設の概要
    - (ア) 事業の用に供する施設に関する書類 ( 付近の見取図を含む。 ) [ ]
    - (イ) 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類 [ ]
    - (ウ) 標準作業書 [ ]
    - (I) 許可証の写し [ ]

## 5 廃業届

### (1) 廃業届(6号様式)

(法律第72条で準用の第64条)

提出時期は、廃業等の日から30日以内で、提出部数は、正本1部とする。

### (2) 添付書類

(ア) 解体業許可証

## 第7 登録通知書の再通知、許可証の再交付及び返納

### 1 登録通知書の再通知

登録を受けた者は、登録通知書を破り、汚し、又は失ったときは、その再通知を申請することができる。

#### (1) 登録通知書再通知申請書(7号様式)

提出部数は、正本1部とする。

#### (2) 添付書類

(ア) 登録通知書(登録通知書を失ったときを除く)

### 2 許可証の再交付

許可を受けた者は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。

#### (1) 許可証再交付申請書(8号様式)

提出部数は、正本1部とする。

#### (2) 添付書類

(ア) 許可証(許可証を失ったときを除く)

### 3 許可証の返納

許可を受けた者は、許可を取り消されたとき、法第64条(法第72条において準用する場合を含む。)の規定による届出を行ったとき又は許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは速やかに、許可証を返納しなければならない。

#### (1) 許可証返納書(9号様式)

提出部数は、正本1部とする。

#### (2) 添付書類

(ア) 許可証

## 第8 登録通知書の通知

### 1 登録番号の付与

登録番号の付与は、平成16年2月2日付け事務連絡環境省企画課リサイクル推進室長環境保全対策課フロン等対策推進室長及び経済産業省自動車課リサイクル室長オゾン層保護等推進室長通知「使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に向けた引取業者及びフロン類回収業者の登録番号の整備等について」に基づいて別添2に従って行うこと。



## 2 登録日の取扱い

ア 登録の年月日は、決裁の日とし、登録の有効期間は5年とする。したがって、登録の有効年月日は、5年経過後の登録日に相当する日の前日とする。ただし、最後の月に相当する日がない場合は、その月の末日とする（民法第143条、暦による計算による）。

なお、3月1日が登録日となる場合は、特に登録の有効年月日には注意すること。

例1：	登録の年月日	平成11年11月11日
	登録の有効年月日	平成16年11月10日
例2：	登録の年月日	平成12年2月29日
	登録の有効年月日	平成17年2月28日
例3：	登録の年月日	平成11年3月1日
	登録の有効年月日	平成16年2月29日

## 3 登録通知書の記載

### (1) 事業所の名称及び所在地（引取業の場合）

申請書に記載された事業所の名称及び所在地とする。

### (2) 事業所の名称及び所在地、回収するフロン類の種類（フロン類回収業の場合）

申請書に記載された事業所の名及び所在地、回収するフロン類の種類とする。

### (3) 登録の更新又は変更の状況

更新登録、変更届による書換えなど、登録通知書に係る履歴を日付とともに記載すること。

新規登録の場合は、\*\*\*\*と記載することとし、新規登録後の状況を登録通知書の通知の際に追加していくものとする。なお、更新登録の際には、それ以前の変更届による書換えの履歴は省略することとする。

#### 例1：更新登録の場合

平成16年	8月10日	新規登録
平成21年	8月10日	更新登録

#### 例2：変更届による書換えの場合

平成16年	8月10日	新規登録
平成18年	4月1日	住所変更に伴う書換

#### 例3：変更届による書換えの後の更新登録の場合

例2の場合で、平成21年8月10日に更新登録を行うと、		
平成16年	8月10日	新規登録
平成21年	8月10日	更新登録

また、変更届出書受理に伴い登録通知書を書き換える際の日付けは、例2のとおり

書換登録通知書通知の日とすること。

#### 4 登録通知書通知時の留意事項

ア 住所に係る記載は、原則として県名から記載すること。また、法人の名称については、(株)、(有)等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付に当たっては、市長印を押印すること。

#### 5 標準処理期間

標準処理期間は次のとおりとし、迅速かつ公平な審査事務を行うこと。

なお、標準処理期間は、適法な申請を処理することを前提として定めたものであり、不備な申請は通常の態様の申請とみられないことから、通常要すべき標準的な期間の解釈として、標準処理期間には、申請を補正するために要する期間は含まれない。

(ア) 引取業：30日

(イ) フロン類回収業：30日

### 第9 許可証の交付

#### 1 許可番号の付与

許可番号の付与は、平成16年2月2日付け事務連絡環境省企画課リサイクル推進室長環境保全対策課フロン等対策推進室長及び経済産業省自動車課リサイクル室長オゾン層保護等推進室長通知「使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に向けた引取業者及びフロン類回収業者の登録番号の整備等について」に基づいて別添2に従って行うこと。

#### 2 許可日の取扱い

ア 許可の年月日は、決裁の日とし、許可の有効期間は5年とする。したがって、許可の有効年月日は、5年経過後の許可日に相当する日の前日とする。ただし、最後の月に相当する日がない場合は、その月の末日とする（民法第143条、暦による計算による）。

なお、3月1日が許可日となる場合は、特に許可の有効年月日には注意すること。

例1： 許可の年月日 平成11年11月11日

許可の有効年月日 平成16年11月10日

例2： 許可の年月日 平成12年 2月29日

許可の有効年月日 平成17年 2月28日

例3： 許可の年月日 平成11年 3月 1日

許可の有効年月日 平成16年 2月29日

#### 3 許可証の記載

##### (1) 事業の範囲（破砕業の場合）

プレス、せん断等による処理の場合は「破砕前処理」とし、シュレッダーによる処理の場合は「破砕処理」とする。

##### (2) 許可の更新の状況（解体業の場合）

新規許可の場合は、\*\*\*\*と記載することとし、新規許可後の状況を許可証の交付の際に追加していくものとする。なお、更新許可の際には、それ以前の変更届による書換えの履歴は省略することとする。

(3) 許可の更新又は変更の状況（破産業の場合）

更新許可、変更許可、変更届による書換えなど、許可証に係る履歴を日付とともに記載すること。

新規許可の場合は、\*\*\*\*と記載することとし、新規許可後の状況を許可証の交付の際に追加していくものとする。なお、更新許可の際には、それ以前の変更届、変更許可による書換えの履歴は省略することとする。

例1：更新許可の場合

平成16年	8月10日	新規許可
平成21年	8月10日	更新許可

例2：変更許可の場合

平成16年	8月10日	新規許可
平成17年	12月1日	変更許可

例3：変更届による書換えの場合

平成16年	8月10日	新規許可
平成18年	4月1日	住所変更に伴う書換
平成18年	11月1日	変更許可（事業の範囲）

例4：変更許可、変更届による書換えの後の更新許可の場合

例3の場合で、平成21年 8月10日に更新許可を行うと、

平成16年	8月10日	新規許可
平成21年	8月10日	更新許可

また、変更届出書受理に伴い許可証を書き換える際の日付けは、例3のとおり書換許可証交付の日とすること。

4 許可証交付時の留意事項

ア 住所に係る記載は、原則として県名から記載すること。また、法人の名称については、(株)、(有)等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付に当たっては、市長印を押印すること。

イ 更新許可、変更許可及び書換に係る許可証の交付に際しては、旧許可証と引き換えとすること。

5 標準処理期間

標準処理期間は次のとおりとし、迅速かつ公平な審査事務を行うこと。

なお、標準処理期間は、適法な申請を処理することを前提として定めたものであり、不備な申請は通常の態様の申請とみられないことから、通常要すべき標準的な期間の解

積として、標準処理期間には、申請を補正するために要する期間は含まれない。

(ア) 解体業：40日

(イ) 破砕業：50日

## 第10 その他の留意事項

### 1 添付書類の正本添付

第三者が証明等を行った書類については正本を添付すること。

なお、その書類が幾たびも発行される性質のものでない場合には、この限りでない。

### 2 添付書類の省略

ア 複数の申請を同時に行う場合、添付書類のうち共通するものについては、それらの申請のうちの一つに添付されていれば、他の申請については省略できるものとする。

なお、この規定により添付書類を省略する場合は、省略する申請書には別添3の添付書類省略理由書を添付させること。

イ 省令で規定する解体業許可、破砕業許可及び破砕業変更許可申請において、当該許可に係る許可証の提出による添付書類の省略については、認めないものとする。

したがって、許可証の「別に受けた許可に係る許可証の提出の有無」については「無」とする。

### 3 欠格要件の照会

法に基づく許可等に関する欠格要件の照会については、平成16年6月8日付け経済産業省製造産業局自動車課及び環境省企画課リサイクル推進室事務連絡により行なうこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人に関する欠格要件

登記事項証明書による。

イ 破産者に関する欠格要件

(ア) 申請者が個人である場合は、別添4により、申請者の本籍地がある市町村あて照会による。

(イ) 申請者が法人である場合は、役員について登記簿の謄本に当該役員名の記載があれば欠格要件に該当しないため、これを確認する。また、政令使用人については、(ア)と同様に市町村あて照会による。

ウ 刑罰に関する欠格要件

(ア) 申請者が個人である場合は、別添4により、申請者の本籍地がある市町村あて照会による。

(イ) 申請者が法人である場合は、別添5により、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方検察庁あて照会による。また、当該法人の役員及び政令使用人については、(ア)と同様に市町村あて照会による。

(ウ) 申請者が外国人である場合は、別添4により、昭和以降生まれの外国人の一般前科については、本人の居住地を管轄する地方検察庁あて照会による。また、大正以前生まれの外国人の一般前科並びに外国人の道路交通法違反に関する前科については、東京地方検察庁あて照会による。

(エ) 申請者が外国法人である場合は、別添5により、東京地方検察庁あて照会による。

エ 暴力団員等に関する欠格要件

- (ア) 新規又は更新の許可をするときは、別添6により、静岡県警察本部長の意見を聴取すること。
- (イ) 警察本部長から意見陳述を受けたときは、当該意見陳述に係る者に対して許可をしている知事等に通報する。

#### 4 現地調査

業の許可の審査時には現地調査を行い、基準に適合しているかどうか確認を行なうこと。

別添 1

別添のとおり

- 引取業登録申請書等添付書類チェックリスト 別添 1 (その 1)
- フロン類回収業登録申請書等添付書類チェックリスト 別添 1 (その 2)
- 解体業許可申請書等添付書類チェックリスト 別添 1 (その 3)
- 破碎業許可申請書等添付書類チェックリスト 別添 1 (その 4)

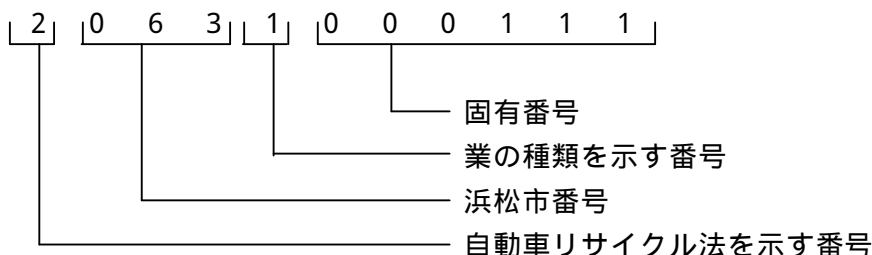
別添 2

登録・許可番号の振り方について

1. 登録・許可番号の構成

- 1) 登録・許可番号は11桁で構成する。
- 2) その構成は次のとおりとする。
  - (イ) 自動車リサイクル法を示す番号として、「2」とする。
  - (ロ) 都道府県、保健所設置市（以下「都道府県等」という。）の番号として3桁（063）
  - (ハ) 業の種類を示す番号として1桁、3)の表参照。
  - (ニ) 登録・許可業者の固有番号として6桁

< 登録・許可番号の構成 >



3) 業の種類を示す番号は次表のとおりとする。

引取業	1	
フロン類回収業	2	
解体業	3	
破砕業	破砕前処理のみ	4
	破砕のみ	5
	破砕前処理及び破砕	6

- 4) 登録・許可業者の固有番号（以下「固有番号」という。）は次のとおりとする。
  - (イ) 同一自治体において異なる事業者と同じ固有番号は付さないこと。
  - (ロ) 固有番号は、自治体毎に付し、自治体間での調整は行なわない。
  - (ハ) 固有番号は、同一事業者が複数の業の登録・許可、変更許可若しくは更新登録・許可を行なった場合又は変更届があった場合であっても、変更しないものとする。  
 また、業の全部廃止若しくは休止、更新手続きが無い場合登録・許可の失効又は登録・許可取消処分により、当該自治体において業が行なわれなくなった場合は、当分の間、欠番として扱うものとする。

## 添付書類省略理由書

浜松市長

様

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記の添付書類は次の理由により、その添付を省略しました。

### 記

#### 1 省略する添付書類

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

#### 2 省略理由

上記の添付書類は次の申請書に添付したものとその内容が同一のため、その添付を省略します。

添付した申請書



第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長



### 身分調査について（照会）

このことについて、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第127条の規定に基づき、別紙記載の者に関する同法第62条第1項第2号に該当する事由の有無について照会いたします。

つきましては、別添回答様式に記載のうえ、ご回答くださいますようお願いいたします。

#### 【参考】

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号(必要箇所要約)

法第62条第1項第2号(許可の基準)

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

（二から又略）

注）ハで規定の政令で定めるもの

- 1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 2 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 3 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- 4 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 5 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 6 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 7 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- 8 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- 9 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

担 浜松市環境部産業廃棄物対策課  
〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目11-2  
当 TEL 053-453-6110 FAX 053-453-6001

廃第 - 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長



犯歴調査について（照会）

このことについて、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第127条の規定に基づき、別紙記載の者に関する同法第62条第1項第2号に該当する事由の有無について照会いたします。

つきましては、別添回答様式に記載のうえ、ご回答くださいますようお願いいたします。

- |         |          |
|---------|----------|
| 1 名称    | 別紙記載のとおり |
| 2 本店所在地 | 別紙記載のとおり |
| 3 申請受付日 | 別紙記載のとおり |

【参考】使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号(必要箇所要約)  
法第62条第1項第2号（許可の基準）  
申請者が次のいずれにも該当しないこと。

八 この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者  
（二から又略）

注）八で規定の政令で定めるもの

- 1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 2 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 3 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- 4 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 5 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 6 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 7 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- 8 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- 9 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

担 浜松市環境部産業廃棄物対策課  
〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目11-2  
当 TEL 053-453-6110 FAX 053-453-6001

第 号  
平成 年 月 日

静岡県警察本部長 様

浜松市長



使用済自動車の再資源化等に関する法律による意見聴取について

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 125 条第 1 項の規定に基づき、別紙の者に関する同法第 62 条第 1 項第 2 号へから又までに該当する事由の有無について意見を聴取します。

[参考]使用済自動車の再資源化等に関する法律第 62 条第 1 項第 2 号（必要箇所要約）

法第 62 条第 1 項第 2 号（許可の基準）

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- へ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 又 個人で政令で定める使用人のうちイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

浜松市環境部産業廃棄物対策課

〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目 11 - 2

電 話 053 - 453 - 6110

F A X 053 - 453 - 6001

1号様式

誓 約 書

登録、許可申請者、その役員及び法定代理人は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項各号（第56条第1項各号、第62条第1項第2号、第69条第1項第2号において準用する第62条第1項第2号、第70条第2項において準用する第62条第1項第2号）に該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者 氏名  印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(あて先) 浜松市長

2号様式(その1)(省令第55条第1項第3号、第4号関係)  
解体業の事業計画書及び収支見積書(様式1)

年 月 日現在作成

1-1. 事業の全体計画(業務を行なう時間、従業員数、休業日、扱う車種(乗用車、大型車)を含む。)

(フロー概略図を添付)					
業務時間	: ~ :	従業員数	人	休業日	

1-2. 使用済自動車等の引取実績及び計画

年度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

1-3. 解体実績

年 度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1 - 4 . 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1 - 5 . 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	( 台 )	保管量の上限	( 台 )
現在保管量	( 台 )	現在保管量	( 台 )

事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で( )に記入すること

1 - 6 . 年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度 ( 年 ) (決算月 ( 月 ))		今年度の見込み (決算月 ( 月 ))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ (主に支払利息(注))				
経常利益	キ=オ+カ				
使用済自動車等年間引取台数 (台)					
使用済自動車等年間処理台数 (台)					

(参考)

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

2号様式(その2)(省令第55条第1項第3号、第4号関係)  
解体業の事業計画書及び収支見積書(様式2)

年 月 日現在作成

2-1. 不適正に大量に保管している使用済自動車等の処理計画

保管量上限を超過している廃棄物の種類(すべて記載) (注)	
保管量上限を超過している廃棄物の搬出の方法	
搬出先の所在地及び名称	
搬出先での処理の方法	
年間搬出予定量(種類別)	
過去1年間の年間搬出実績 (種類別)	
改善完了予定年月日	年 月 日
改善にかかる予定費用	搬出費用 円 処分費用 円 販売費用 円 計 円
改善にかかる資金の調達先	

(注) 使用済自動車、解体自動車以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入すること。

2 - 2 . 詳細収支見積書（許可取得後 1 年間）

総括表

	単位	
自動車解体業による利益（表ア）	千円	
保管解体済自動車に係る処分費用（表イ）	千円	
差引	千円	
差引がマイナスの場合の対応		
（上記が借入金の場合の借入先）		

収益の計算表

	単位	
有用部品売却益（1台当平均）A	円	
使用済自動車等引取料金（1台当平均）B	円	
販売費及び一般管理費（1台当平均）C	円	
新規引取使用済自動車年間処理台数 D	台	
新規引取使用済自動車等利益 $E=(A-B-C)*D$	千円	
保管使用済自動車年間処理台数 F	台	
保管使用済自動車等利益 $G=(A-C)*F$	千円	
自動車解体業による利益 ア $H=E+G$	千円	
保管解体済自動車年間処理台数 I	台	
保管解体済自動車に係る処分費用 イ $J=C*I$	千円	

単価（1台当平均）の算出方法

有用部品売却益 の A へ	
使用済自動車等引取料金 の B へ（注）	
販売費及び一般管理費 の C へ	

（注）1 有償による引取を想定しているが、処分料を徴収して引き取っている場合は、マイナスで計上する。

2 過去直近3年の決算書（個人の場合は所得税納税申告書及び納税証明書）を添付する。



2 - 2 . 詳細収支見積書 ( つづき )

詳細収支見積書附表

項 目		直近期 の実績 (千円)	単価 (円)	主な引取 先、引渡先 又は売却 先	備 考
収 入	有用物売却収入				主な内訳下記のとおり
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	その他				
	エアバッグ類回収料金				前年引渡件数( )件
	廃棄物収集運搬手数料				前年輸送台数( )台
	使用済自動車処分手数料 (注)				前年受託実績( )件
支 出	使用済自動車引取費用(注)				前年引取台数( )件
	廃棄物処分委託手数料(計)				
	鉛蓄電池				
	タイヤ				
	廃油				
	廃液				
	蛍光管				
	解体自動車(廃車がら)				
	(種類)				
	(種類)				
(種類)					
その他の廃棄物					

- (注) 1 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入すること。  
 2 直近年について作成すること。  
 3 使用済自動車を引取業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、使用済自動車を買取っている場合は支出欄に記載すること。

## 2 - 3 . 資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車輛			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

（注）前年度の決算書（貸借対照表を含む）を添付する場合は、作成不要。

3号様式(その1)(省令第60条第1項第3号、第4号関係)

破砕業の事業計画書及び収支見積書

年 月 日現在作成

1-1. 事業の全体計画(業務を行なう時間、従業員数、休業日、扱う車種を含む。)

(フロー概略図を添付)					
業務時間	: ~ :	従業員数	人	休業日	

1-2. 解体自動車等の引取実績及び計画

年度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

1-3. 破砕実績

年 度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1 - 4 . 破砕等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1 - 5 . 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	台 (m <sup>3</sup> )	保管量の上限	m <sup>3</sup>
現在保管量	台 (m <sup>3</sup> )	現在保管量	m <sup>3</sup>

1 - 6 . 年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度 ( 年 ) (決算月 ( 月 ))		今年度の見込み (決算月 ( 月 ))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ (主に支払利息(注))				
経常利益	キ=オ+カ				
解体自動車等年間引取台数 (台)					
解体自動車等年間処理台数 (台)					

(参考)

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

3号様式(その2)(省令第60条第1項第3号、第4号関係)  
 破碎業の事業計画書及び収支見積書(様式2)

2-1. 不適正に大量に保管している解体自動車等の処理計画

保管量上限を超過している廃棄物の種類(すべて記載)(注1)	
保管量上限を超過している廃棄物の搬出の方法	
搬出先の所在地及び名称	
搬出先での処理の方法	
年間搬出予定量(種類別)	
過去1年間の年間搬出実績(種類別)	
改善完了予定年月日	年 月 日
改善にかかる予定費用	搬出費用 円 処分費用 円 販売費用 円 計 円
改善にかかる資金の調達先	

(注1) 解体自動車、ASR以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入すること。

## 2 - 2 . 詳細収支見積書

### 総括表

	単位	
自動車破砕業による利益 ( 表ア )	千円	
保管 A S R に係る処分費用 ( 表イ )	千円	
差引	千円	
差引がマイナスの場合の対応		
( 上記が借入金の場合の借入先 )		

### 収益の計算表

	単位	
有用部品・有用金属売却益 ( 1 台当平均 ) A	円	
解体自動車等処分料金収入 ( 1 台当平均 ) B	円	
販売費及び一般管理費 ( 1 台当平均 ) C	円	
新規引取解体自動車年間処理台数 D	台	
新規引取解体自動車等利益 $E=(A+B-C)*D$	千円	
保管解体自動車年間処理台数 F	台	
保管解体自動車等利益 $G=(A-C)*F$	千円	
自動車破砕業による利益 ア $H=E+G$	千円	
保管 A S R 等に係る処分費用 イ I	千円	

### 単価 ( 1 台当平均 ) の算出方法

有用部品・有用金属売却益 の A へ	
解体自動車等処分料金収入 の B へ ( 注 )	
販売費及び一般管理費 の C へ	

( 注 ) 1 処分量を徴収して引取することを想定しているが、解体自動車を買取っている場合は、マイナスで計上する。

2 過去直近 3 年の決算書 ( 個人の場合は所得税納税申告書及び納税証明書 ) を添付する。

2 - 2 . 詳細収支見積書 ( つづき )

詳細収支見積書附表

項 目		直近期 の実績 (千円)	単価 (円)	主な引取 先、引渡先 又は売却 先	備 考
収 入	廃棄物収集運搬手数料				前年輸送台数( )台
	解体自動車処分受託手数料 (注)				前年受託実績( )件
	有用物・有用金属売却収入				主な内訳下記のとおり
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	その他				
	A S R 引渡料金				前年引渡件数( )件
支 出	解体自動車引取費用 (注)				前年引取台数( )件
	廃棄物処分委託手数料 (計)				
	A S R				
	解体自動車				
	(種類)				
	(種類)				
	(種類)				
	(種類)				
	(種類)				
	(種類)				
	その他の廃棄物				

(注) 1 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入すること。

2 直近年について作成すること。

3 解体自動車を解体業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に解体自動車を買取っている場合は支出欄に記載すること。

## 2 - 3 . 資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車輛			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

（注）前年度の決算書（貸借対照表を含む）を添付する場合は、作成不要。



登録番号第

号

### 引取業登録通知書

住 所 静岡県浜松市 区 町 番 号

氏 名 株式会社  
代表取締役

(法人にあつては、名称と代表者氏名)

使用済自動車の再資源化等に関する法律第44条第1項の引取業者登録簿に  
登録したので通知する。

浜松市長



登 録 の 年 月 日 平成 年 月 日

登 録 の 有 効 期 限 平成 年 月 日

1 事業所の名称及び所在地

株式会社

静岡県浜松市 区 町 -

2 登録の更新又は変更の状況

\*\*\*\*

登録番号第

号

### フロン類回収業登録通知書

住 所 静岡県浜松市 区 町 番 号

氏 名 株式会社  
代表取締役

(法人にあつては、名称と代表者氏名)

使用済自動車の再資源化等に関する法律第55条第1項のフロン類回収業者  
登録簿に登録したので通知する。

浜松市長



登 録 の 年 月 日 平成 年 月 日

登 録 の 有 効 期 限 平成 年 月 日

1 事業所の名称及び所在地、回収するフロン類の種類

株式会社

静岡県浜松市 区 町 - C F C、H F C

2 登録の更新又は変更の状況

\*\*\*\*

年 月 日

(あて先) 浜松市長

届出者 住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

引 取 業 者 廃業等届出書  
フロン類回収業者

使用済自動車の再資源化等に関する法律 第48条第1項  
第59条において準用する第48条第1項

の規定により、次のとおり届け出ます。

記

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
住 所	
登 録 番 号	第 号
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の理由 (該当する番号を で 囲むこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 死亡</li> <li>2 合併による消滅</li> <li>3 破産による解散</li> <li>4 合併及び破産以外の理由による解散</li> <li>5 廃止</li> </ul>

年 月 日

(あて先) 浜松市長

届出者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

解 体 業 者 廃業等届出書  
破 碎 業 者

使用済自動車の再資源化等に関する法律 第64条  
第72条において準用する第64条  
の規定により、次のとおり届け出ます。

記

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
住 所	
許 可 の 番 号	第 号
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の理由 (該当する番号を で 囲むこと)	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産による解散 4 合併及び破産以外の理由による解散 5 廃止

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所  
申請者  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

登録通知書再通知申請書

年 月 日付け第 号で登録を受けた登録通知書の再通知を次のとおり申請します。

記

再通知の申請をする 登録通知書の種類	
登録の年月日	年 月 日
登録の番号	第 号
再通知の理由	

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所  
申請者  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

許可証再交付申請書

年 月 日付け第 号で許可を受けた許可証の再交付を次のとおり申請します。

記

再交付の申請をする 許可証の種類	
許可の年月日	年 月 日
許可の番号	第 号
再交付の理由	

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所  
返納者 氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

許可証返納書

年 月 日付け第 号で許可を受けた許可証について次のとおり返納します。

記

返納する許可証の種類	
許可の年月日	年 月 日
許可の番号	第 号
返納の理由	

# 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

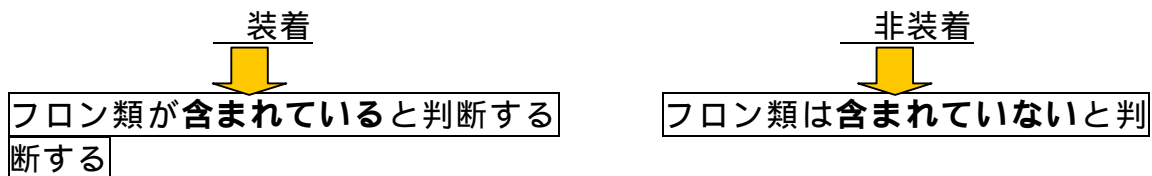
事業者名 \_\_\_\_\_

## 残存フロン類の確認方法

自動車リサイクル法第43条第1項第5号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

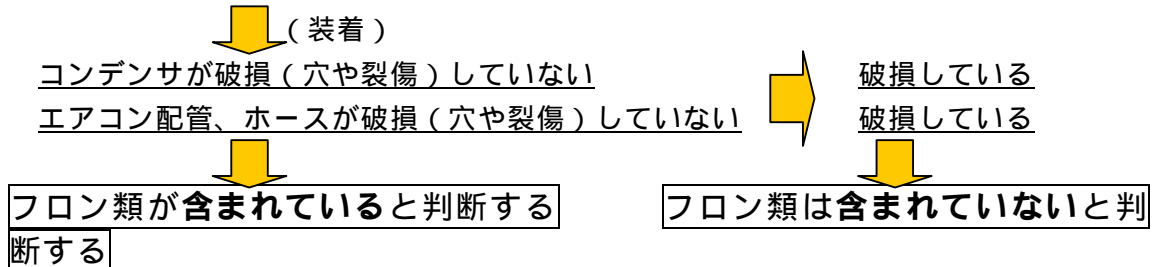
### エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。



### 車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）



### 必要に応じて、以下により確認

使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。

実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

### < エアコンシステム装着例 >

